（別紙）

日モンゴル経済連携協定（EPA）に基づく関税割当制度対象品目

（単位：トン）

【輸出国管理方式】

		平成28年度（注）	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	備考
1	カードドリンク	1	1	1	1	1	1	
	1次（枠内）税率	無税						
	2次（枠外）税率	29.8%+400円/kg, 29.8%+679円/kg						
2	その他のチーズ（熟成チーズ）	1	1	1	1	1	1	
	1次（枠内）税率	無税						
	2次（枠外）税率	29.8%						
3	天然はちみつ	1	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	
	1次（枠内）税率	12.8%						
	2次（枠外）税率	25.5%						
4	牛肉調製品	45	88	116	144	172	200	
	1次（枠内）税率	8%, 17%, 20%, 36%, 40%						
	2次（枠外）税率	10%, 21.3%, 25%, 45%, 50%						
5	ラプシャヌードル	1	1	1	1	1	1	
	1次（枠内）税率	無税						
	2次（枠外）税率	34円/kg						

（注）日モンゴル経済連携協定の発効が年度途中の平成28年6月7日となることから、平成28年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の同年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、（同協定附属書で決められた割当数量）÷12ヶ月×9ヶ月となる。（1.0未満の端数は四捨五入）